
○狛江市議会議員定数条例

平成14年12月20日条例第38号

改正

平成18年12月28日条例第35号

狛江市議会議員定数条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、議会議員の定数について定めることを目的とする。

(定数)

第2条 議会議員の定数は、22人とする。

付 則

- 1 狛江市議会議員定数減少条例（昭和26年条例第7号）は、廃止する。
- 2 この条例は、平成15年1月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

付 則（平成18年12月28日条例第35号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。